

# 第1章 特別支援教育における校内支援体制

## 1 校内における特別支援教育の推進

平成19年4月に施行された学校教育法等の一部改正により、小・中学校においては、従来の「特殊学級」を「特別支援学級」と名称変更し、通級による指導の充実と併せ、通常の学級においても特別支援教育を進めていくことになりました。

平成19年4月に文部科学省より出された「特別支援教育の推進について」（局長通知）には、「特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである」と明記されています。そして、各学校における特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組として、以下の6点のポイントを挙げています。

- (1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置
  - (2) 実態把握
  - (3) 特別支援教育コーディネーターの指名
  - (4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の作成と活用
  - (5) 「個別の指導計画」の作成
  - (6) 教員の専門性の向上
- （「3 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組」の項目より抜粋）

また、平成20年3月に告示された小・中学校の新学習指導要領総則には、次のように記されました。

障害のある児童（生徒）などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童（生徒）の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

各学校においては、まず特別支援教育に関する校内委員会（以下、校内委員会）を設置するとともに、特別支援教育コーディネーターを指名し、校内の組織・体制を作っていきます。特別支援教育コーディネーターは、担任や保護者をサポートするとともに、外部の関係諸機関との連絡調整を行います。また、教職員に発達障害に関する基礎的な理解を深めるために、校内における特別支援教育に関する研修会なども企画・運営します。



新学習指導要領総則に記されている「特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ…」については、現在、愛知県内で実施している「特別支援学校による巡回相談活動」や「発達障害児指導事例研究会」等を活用したり、市町村が設置している巡回相談や専門家チームによる指導・助言を得たりしながら、各学校の児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を進めていくことが大切です。

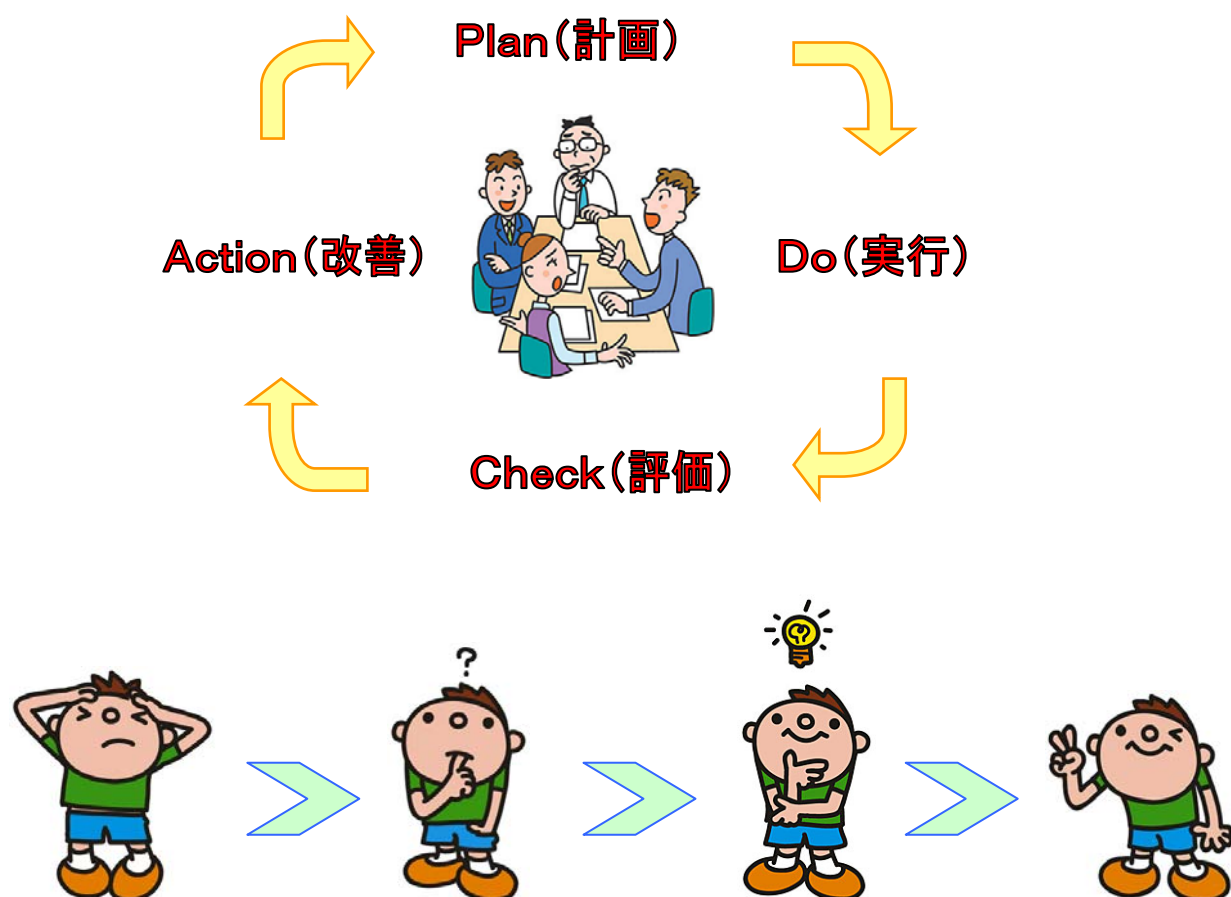
そして、校内の気になる児童生徒への実際の支援に当たっては、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、それに基づき、共通理解しながら、支援・指導をしていきます。

特別な教育的ニーズをもつ児童生徒への指導や支援を担任だけで推し進めていくことは困難となるので、小・中学校においては、校長のリーダーシップの下、学校経営計画（学校経営方針）に特別支援教育についての基本的な考え方や方針を位置付け、全校体制で取り組むことが重要となります。



各学校においては、校内支援体制を構築し、Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Action（改善）のプロセス（PDCAサイクル）を通して、支援の改善に取り組んでいくことが大切です。

なお、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成については、平成21年3月に本県教育委員会より刊行した“小・中学校「個別の教育支援計画」作成ガイドブック”に詳細が記されているので、参照にしてください。



## 2 校内支援体制作り

### (1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

校内支援体制の中核となっていくのが「特別支援教育に関する校内委員会」です（以下、校内委員会）。この校内委員会の設置については、文部科学省より出された「ガイドライン」に以下の3例が示されています。

- 1 新規の委員会ととらえ、新たに設置する。
- 2 従来ある既存の校内組織に、校内委員会の機能を持たせて拡大する。
- 3 既存のいくつかの校内組織を整理・統合して設置する。

各学校においては、新たに校内委員会を設置するほか、生徒指導委員会、就学指導委員会等既存の校内組織に校内委員会の機能を加え運用していくことも可能です。また、学校規模によっては、学年会などに「ミニ校内委員会」の機能をもたせるなど柔軟に運営していくのもよいでしょう。

大切なことは、それぞれの学校の実情に合わせて、無理なく効果的に運営できるように設置して、校務分掌に明確に位置付け、年間を通して機能させていくことです。

### (2) 校内委員会の役割

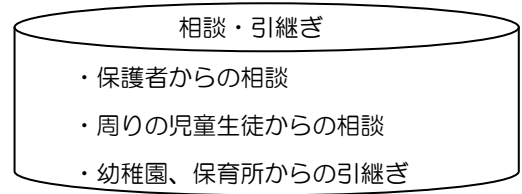
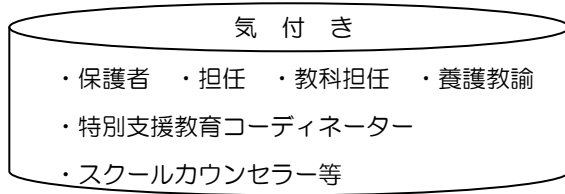
- 1 特別な教育的支援（学校生活のすべての場面）が必要な児童生徒を早期に発見する。
- 2 特別な教育的支援が必要な児童生徒の実態把握をする。
- 3 保護者や関係機関と連携して、特別な教育的支援を必要とする児童生徒のための「個別の教育支援計画」を作成する。
- 4 「個別の教育支援計画」を踏まえ、各教科・領域の学習を進めるための「個別の指導計画」を作成する。
- 5 特別な教育的支援が必要な児童生徒への支援の方策等について、全教職員の共通理解を図る。また、そのための校内研修を推進する。
- 6 外部の専門家チームへの支援要請等を検討する。
- 7 保護者の相談窓口となって、連携を図る。

校内における支援の開始に当たっては、保護者の了解の下に、必要に応じて外部の専門家による意見等を踏まえて、実態把握と必要な支援内容を明確にし、校内委員会による教職員の共通理解を図っておくことが大切です。

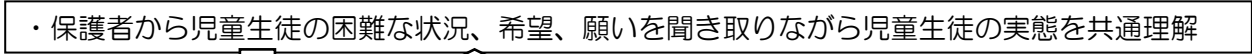
実際の支援に至るまでの手順は、児童生徒の実態によっても、また、学校の支援体制によっても違いがありますが、一般的には次頁のような手順が考えられます。

支援の手順と「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成

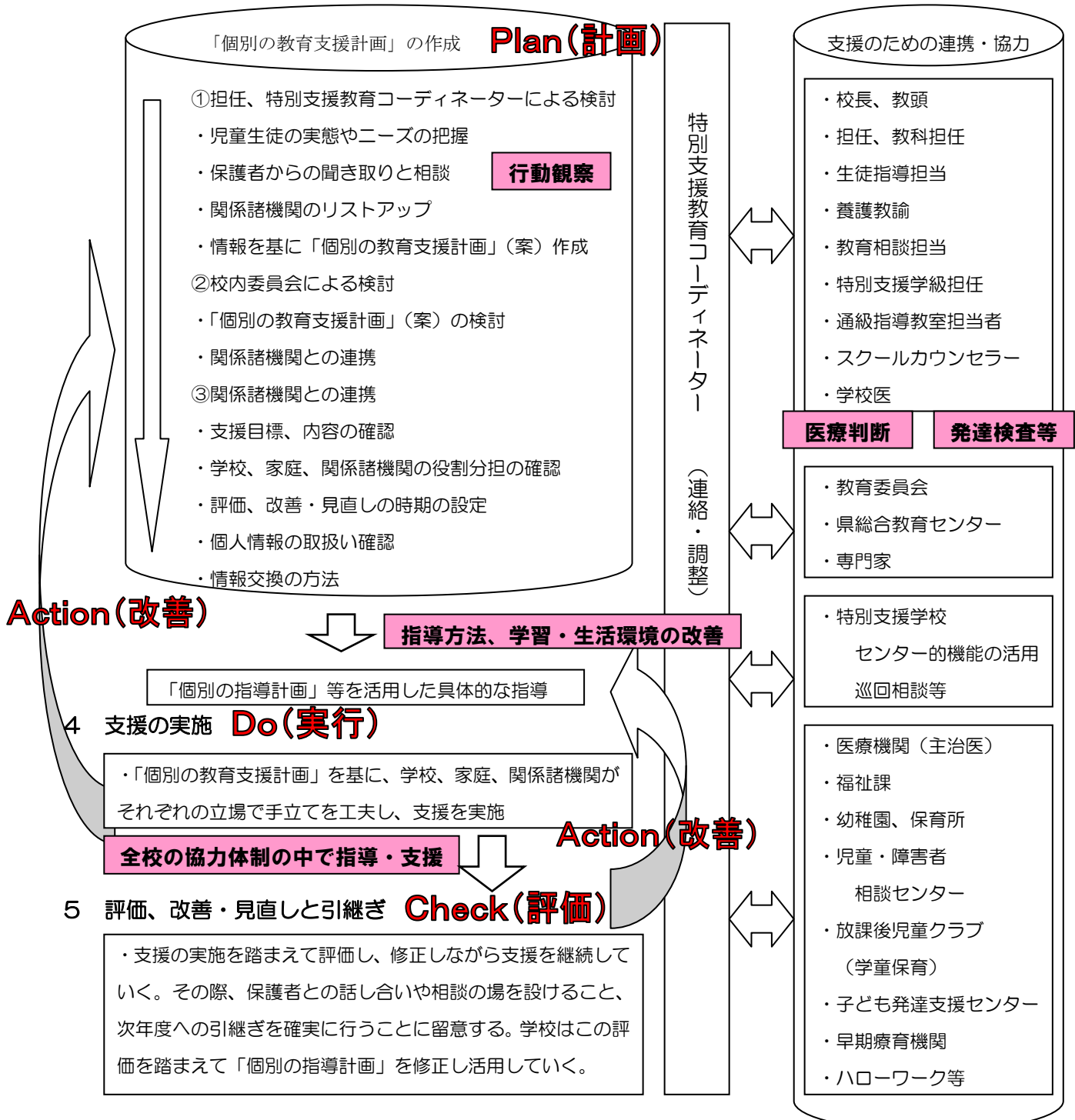
1 「支援の必要な児童生徒」の早期発見



2 保護者との共通理解と連携



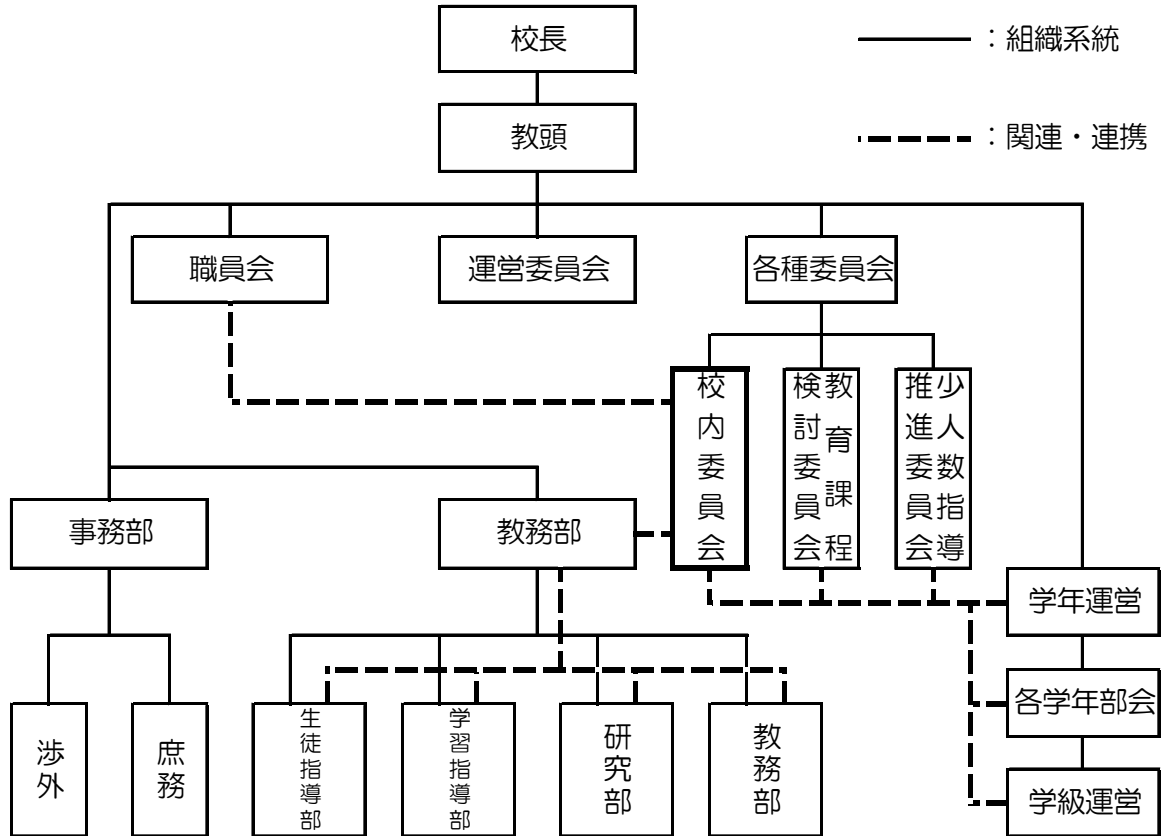
3 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成



### (3) 校内委員会の組織及び構成

#### ア 校務分掌上の位置付け

ここでは、校内委員会の設置の一例を示します。なお、校内委員会の名称には、特別支援教育委員会、校内支援委員会、個別支援委員会等各学校の実態に応じた名称が考えられます。



#### イ 校内委員会の構成員

校内委員会の構成員の例として、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、校務主任、生徒指導主事、特別支援学級担任、通級指導教室担当者、養護教諭、対象の児童生徒の学級担任、学年主任等が考えられます。ここで大切なことは、学校としての支援方針を決め、具体的に支援体制を作るために必要な人たちから構成することです。

### (4) 校内委員会の年間活動計画

校内委員会で支援の対象となった児童生徒の支援の状況については、具体的な検討・計画 (Plan) → 支援の実施 (Do) → 評価 (Check) → 改善 (Action) の流れの中で、定期的に進捗状況を校内委員会に報告し、教職員の共通理解を図っておくことが大切です。

さらに、支援内容や方法については、学期や年度単位で児童生徒の変容を踏まえて評価し、必要に応じて改善した上で、よりよい新たな支援策へとつないでいきます。校内委員会の年間活動計画は、学校の支援体制によっても違いがありますが、一般的には次頁のような計画が考えられます。



〈校内委員会 年間活動計画例〉

月	活 動 内 容	PDCAサイクル
4月	○引継ぎ会〈学年担任・コ〉 ○校内委員会全体計画の作成〈コ〉 ○校内委員会全体会〈全職員〉（全体計画の共通理解） ○校内研修〈全職員〉（気になる子供の実態把握と学級経営） ○保護者（含地域）向け理解・啓発用の通信発行〈コ〉	
5月	○校内委員会全体会〈全職員〉 ○校内委員会学年部会〈学年担任・コ〉 保護者との懇談会（生育歴、保護者の希望等の情報収集） 「個別の教育支援計画」の作成〈学年担任・コ〉 「個別の指導計画」の作成〈担任・コ〉	
6月	○巡回相談（事例検討会〈全職員〉） ※特別支援学校のセンター的機能活用 ○「個別の指導計画」の実施〈担任・コ〉	
7月	○校内委員会学年部会〈学年担任・コ〉 「個別の指導計画」の中間評価→修正・改善 ○人権学習会〈全職員〉（児童生徒向け）	
8月	○校内委員会全体会〈全職員〉（学級担任から一学期の報告） ○校内研修〈全職員〉（特別支援教育の専門性向上） ○幼保小、小中情報交換会〈全職員〉	
9月	○「個別の指導計画」の修正・実施〈担任・コ〉	
10月	○「個別の指導計画」の実施〈担任・コ〉 ○校内委員会学年部会〈学年担任・コ〉 対象児童生徒の状況と支援の確認	
11月	○新就学児童保護者への理解・啓発〈校長・コ〉 ○就学指導委員会→校内委員会全体会	
12月	○校内委員会全体会〈全職員〉（学級担任から二学期の報告） ○市町村就学指導委員会〈校長・コ〉 ○「個別の指導計画」の中間評価→修正・改善〈担任・コ〉	
1月	○校内委員会学年部会〈学年担任・コ〉 対象児童生徒の状況と支援の確認 ○校内研修〈全職員〉（ケース会議を通じた支援の在り方）	
2月	○校内委員会全体会〈全職員〉 ○「個別の教育支援計画」の見直し〈担任・コ〉	
3月	○校内委員会全体会〈全職員〉（まとめと評価） ○保護者との懇談会〈担任・コ〉（支援の振り返りと今後） ○次年度への引継ぎ準備〈学年担任・コ〉 ○幼稚園、保育所からの情報収集（新就学児対象） ○小学校からの情報収集（中学校）	

※「コ」：特別支援教育コーディネーター

## (5) 特別支援教育コーディネーターの指名と校務分掌への位置付け

児童生徒への支援に当たって、教職員や外部の関係機関との連絡調整を図ったり、保護者の相談窓口となったりして、児童生徒の支援をコーディネートする職員を「特別支援教育コーディネーター」と呼び、全ての小・中学校に設置することが義務づけられています。

### ア 特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーター（以下、コーディネーター）には、主に以下のような3点の大きな役割があります。

#### 1 校内における役割

- 学級担任からの相談の受付
- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の学級担任への支援
- 校内関係者（学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、校長等）との連絡調整
- 校内委員会開催のための情報の収集・準備
- 校内研修会の企画・運営
- 担任と共に個別の教育支援計画原案の作成



#### 2 外部の関係機関との連絡調整などの役割

- 巡回相談等を活用するための連絡調整
- 外部の関係機関（福祉、医療、特別支援学校、相談機関等）に関わる情報収集・整理
- 専門機関等への相談をする際の情報収集と連絡調整



#### 3 保護者に対する相談窓口

### イ 指名に当たっての配慮事項

コーディネーターの指名に当たっては、次の点に配慮することが大切です。

- ① 豊かな人間観、子供観、教育観をもつ教師
- ② 子供の成長を信じ、保護者と信頼関係を構築しながら支援を行うことのできる教師
- ③ 特別支援教育に関し、専門性を有している教師
- ④ 様々な機関・関係者と調整を進めることのできるコミュニケーション能力の高い教師
- ⑤ カウンセリングマインドに優れ、聞き上手な教師
- ⑥ 学校全体に目配りでき、校内の教育資源を有効活用できる教師

これらのことを踏まえた上で各学校の事情に応じてコーディネーターを人選していきます。コーディネーターの指名としては、教頭、主幹教諭、教務主任、校務主任、生徒指導主事等を指名する場合や養護教諭、教育相談担当者を指名する場合、特別支援学級担任や通級指導教室担当者を指名する場合などが考えられます。また、校内の支援と外部の関係機関との連携など

対外的な連絡調整の役割を分担するために、複数のコーディネーターを指名して支援体制を作ることも効果的です。

さらに、コーディネーターの資質向上のため、各種研修等への参加の機会を保障し、より実践的な活動ができる人材育成に努めることも重要です。

## (6) 校内の教職員の理解推進と特別支援教育に関する専門性の向上

特別な教育的支援を必要とする児童生徒への具体的な支援を進めるためには、校内の教職員の理解推進や指導力の向上を図ることが必要となります。そのため、校内研修の機会を設け、教師一人一人の専門性を向上させていくことが重要です。



### ア 校内研修の推進

特別支援教育に関する専門性の向上や具体的な支援に生かすことのできる研修内容の一例を記します。

- ・ 発達障害の理解
- ・ 特別な教育的支援が必要な児童生徒の実態把握の仕方
- ・ 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成方法
- ・ 事例検討等を通じた具体的な指導方法の研究
- ・ 外部の関係機関との連携
- ・ 保護者との連携
- ・ 校内支援体制の構築 等

### イ 校外研修への積極的な参加

県教育委員会、総合教育センター、各教育事務所、市町村教育委員会、国立特別支援教育総合研究所等が開催するコーディネーター養成や資質向上のための研修、また、関係する学会や団体が開催する研修や大学での公開セミナー等、いろいろな研修に参加し力量を高めることが大切です。

## (7) 保護者との連携の推進

コーディネーターは様々な悩みを抱える保護者の心情を受け止め、共に子供を育んでいく協力関係を深めること、また、校区の保護者や地域住民への特別支援教育についての理解啓発を図ることが求められます。



### ア 保護者への理解啓発

学校における特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応方針等を保護者会、学校通信等を活用して全ての保護者に説明し、理解を得ることが大切です。一般的に、当該児童生徒の保護者に対する連絡調整の窓口はコーディネーターが務めますが、特別支援教育に関する保護者への理解啓発については、全教職員が共通理解の基に推進を図ることが大切です。



さらに、校内における特別支援教育を推進するためには、当該児童生徒への支援体制作りはもちろんのこと、他の児童生徒や保護者、地域住民への理解啓発が欠かせません。

＜保護者や地域への周知・理解啓発の例＞

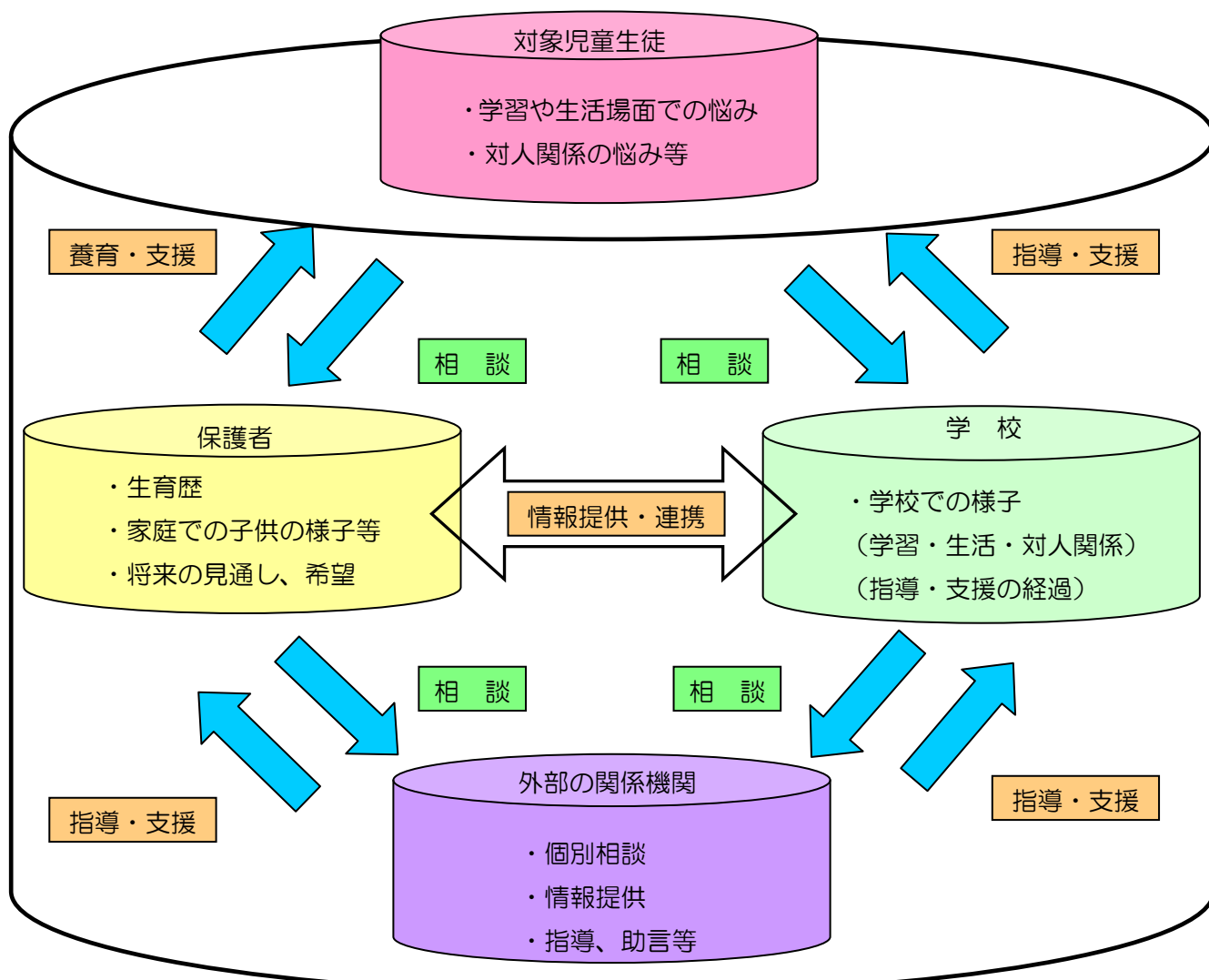
- 儀式的行事でのあいさつ、全校朝会での講話等の中で→児童生徒へ
- 学校だよりやPTA 総会、研修会等でのあいさつ等の中で→保護者へ
- 学校評議員への教育方針や教育状況の説明の中で触れたり、学校保健委員会等での議題に取り上げたりする等の中で→地域へ

イ 保護者との協力

特別な教育的支援が必要な児童生徒の状態像は様々です。大切なことは、日常生活や学習場面で困難さをもっている児童生徒をサポートしていくためには、保護者との連携が不可欠です。当該児童生徒の教育的ニーズに応じた支援を具体的に進めていくためには、家庭と学校が連携し、お互いに子供に関わる情報を日常的にやりとりする中で、協同して子供の困り感を具体的にサポートしていくことが大切です。



特別な教育的ニーズのある子供の保護者との連携モデル（例）



## (8) 専門機関等との連携の推進

校内での特別な教育的支援を適切に行い、児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばしていくためには、一人一人の障害の状態や程度等の専門的な判断や個々の障害の特性に基づく適切な支援が必要です。そのためには、臨床心理士や主治医、児童センターなど、専門家や医療、福祉等の関係機関や特別支援学校との連携を推進していくことが求められます。

### ア 巡回相談員や専門家チームとの連携

自治体によって、巡回相談員や専門家チームが設置されている場合は、児童生徒の支援に対する適切な助言等受けられるよう連携を進めていくことが大切です。

巡回相談員は、発達障害に関する専門的な知識や技能を有する者が委嘱されており、その主な役割は次のとおりです。

- ・ 児童生徒に対する指導内容・指導方法に関する助言
- ・ 学校の支援体制に関する助言等

また、専門家チームは、教育委員会の職員、特別支援学級担任や通級指導教室の担当者、通常の学級の担任、特別支援学校の教員、心理学の専門家、医師等で構成されており、その主な役割は次のとおりです。

- ・ 発達障害の疑いがあるかどうか等、専門性を生かした児童生徒の実態把握
- ・ 児童生徒への望ましい教育的対応について専門的意見の提示等

### イ 医療、福祉、その他の関係機関との連携

児童生徒の障害に応じた適切な支援を進めるに当たっては、教育、心理、医療等の外部の専門家の導入や緊密な連携が求められます。また、地域の福祉・医療・労働等との連携も不可欠であり、単一又は複数の市町村を網羅する支援体制との関連で対応を考えていくことも必要です。さらに、大学との連携による学生ボランティアの活用、企業、地域の人材、保護者等の民間の人材の活用やNPO法人との連携・協力も考慮する必要があります。



### ウ 特別支援学校との連携

小・中学校が、障害の状態や特性等に応じた専門的指導を充実させるためには、障害のある児童生徒への専門的な教育を行っている特別支援学校と連携を図ることが大切です。具体的には、合同研修会、派遣研修等の研修会の充実や、巡回相談の実施などが考えられます。



#### 参考・引用資料

平成15年3月「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」

平成16年1月「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、

高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」